

平成20年12月16日開会

平成20年12月18日閉会

平成20年12月
第4回定例会会議録
(第2日12月18日)

小豆島町議会

20年第4回小豆島町議会定例会議事日程(第2号)

平成20年12月18日(木)午後1時30分開議

- 第1 議案第75号に対する建設経済常任委員会審査報告
- 第2 議案第78号. 平成20年度 小豆島町一般会計補正予算(第4号)
(町長提出)
- 第3 議案第79号. 平成20年度 小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号) (町長提出)
- 第4 議案第80号. 平成20年度 小豆島町老人保健事業特別会計補正予算(第2
号) (町長提出)
- 第5 議案第81号. 平成20年度 小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算
(第1号) (町長提出)
- 第6 議案第82号. 平成20年度 小豆島町水道事業会計補正予算(第1号)
(町長提出)
- 第7 議案第83号. 平成20年度 小豆島町病院事業会計補正予算(第1号)
(町長提出)
- 第8 発議第8号. 地方の道路整備のための財源確保に関する意見書の提出について
(議員提出)
- 第9 発議第9号. トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出につい
て (議員提出)
- 第10 発議第10号. 広報編集特別委員会の設置について (議員提出)
- 第11 議員派遣について
- 第12 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第13 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)
- 第14 閉会中の継続調査の申し出について (各特別委員長提出)

平成20年第4回小豆島町議会定例会議事日程(第2号の追加)

平成20年12月18日(木)

第1 閉会中の継続調査の申し出について

(広報編集特別委員長提出)

開議 午後 1 時30分

議長（中村勝利君） こんにちは。

本日は、大変お忙しいところ16日に引き続きお集まりくださりましてありがとうございます。

本日は、12月16日に各常任委員会へ付託しました議案の委員会審査報告を初め、補正予算及び議員提出による発議などが提案されております。

なお、本日の議事日程等につきましては、12月8日開催の議会運営委員会で決定したものであります。審議のほどよろしくお願いいたします。

本日の欠席届け出議員は1名、山中議員です。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を開きます。（午後 1 時31分）

直ちに日程に入ります。日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第 1 議案第 7 5 号に対する建設経済常任委員会審査報告

議長（中村勝利君） それでは、日程第 1、議案第75号に対する建設経済常任委員会審査報告を議題といたします。

建設経済常任委員長の審査報告を求めます。植松委員長。

建設経済常任委員長（植松勝太郎君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。建設経済常任委員会委員長植松勝太郎。

委員会審査報告書。

本委員会は、12月16日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

- 1．委員会開催年月日。平成20年12月17日。
- 2．審査の経過。理事者から詳細な説明を受けた後、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。
- 3．件名及び審査の結果。

(1)議案第75号小豆島町道路線の認定について。

原案どおり可決すべきものと決定した。以上。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。14番村上議員。

14番（村上久美君） 提案理由の中に内海ダム再開発関連事業の付替道路というふう  
に示されております。内海ダム関連事業でありますこの道路については、ダムそのもの  
について住民の合意も納得も得られていないダム再開発事業であり、さらに池田地区住民は  
私どもアンケートによりますその声は、半数以上が反対の意思を示しておりました。ま  
た、最近においてもこのダム関連事業についてはさまざまな反対の声が住民から聞こえ  
てまいります。そして、その関連事業の付替道路であるということで町道認定は認められ  
ません。以上のことから反対をいたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。3番森口議員。

3番（森口久士君） 私は、賛成の立場で意見を申し上げます。

今回町道に認定しようとする後山6号線は、昨日の建設経済常任委員会において、現地  
視察を行い内海ダム再開発事業に関連した付替道路の一部区間ですが、既存の町道と町道  
を結ぶ区間で既に完成しております町道草壁農免線へのアクセス道路として、地元住民の  
方々からも早く利用したいとの声もあると聞いており、また昨日の現地視察の状況から見  
ても、距離の短縮に大いに有効であると思われま。以上のことから、地元住民の利便性  
向上のためにも少しでも早く供用開始し、通行が可能な道路にすべきであると考えますの  
で、町道に認定することに賛成いたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第75号は委員長報告のとおり決定するこ  
とに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第75号は委員長報告のとおり決定さ  
れました。

~~~~~

日程第2 議案第78号 平成20年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）

日程第3 議案第79号 平成20年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第2号)

日程第4 議案第80号 平成20年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)

日程第5 議案第81号 平成20年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

日程第6 議案第82号 平成20年度小豆島町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第7 議案第83号 平成20年度小豆島町病院事業会計補正予算(第1号)

議長(中村勝利君) 次、日程第2、議案第78号平成20年度小豆島町一般会計補正予算(第4号)、日程第3、議案第79号平成20年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、日程第4、議案第80号平成20年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)、日程第5、議案第81号平成20年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)、日程第6、議案第82号平成20年度小豆島町水道事業会計補正予算(第1号)、日程第7、議案第83号平成20年度小豆島町病院事業会計補正予算(第1号)は関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長(坂下一朗君) 議案第78号平成20年度小豆島町一般会計補正予算(第4号)について提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算(第4号)で追加補正をお願いします額は2,970万5千円でございます。補正の内容といたしましては、議会費19万4千円、総務費1,018万9千円、民生費2,237万2千円、衛生費マイナス101万円、農林水産費344万5千円、商工費マイナス314万7千円、土木費348万3千円、消防費41万9千円、教育費マイナス624万円となっております。詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、議案第79号国民健康保険事業特別会計、議案第80号老人保健事業特別会計、議案第81号介護サービス事業特別会計、議案第82号水道事業会計及び議案第83号病院事業会計の補正予算の内容につきましても、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(中村勝利君) 日程第2、議案第78号平成20年度小豆島町一般会計補正予算(第4号)の内容説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長(石田良行君) 議案第78号平成20年度小豆島町一般会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

上程議案集の55ページをお開き願います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,970万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を78億5,434万9千円とするものでございます。

第2条は地方債の補正でございます。

58ページをお開き願います。

第2表地方債補正でございますして、内海ダム公園整備事業の限度額、それから内海中学校改築事業の限度額を補正後の限度額に変更するものでございます。

それでは、補正予算の内容を別添の補正予算説明書により説明いたします。

補正予算説明書の5ページ、6ページをお開き願います。

歳入の補正でございます。

2款地方譲与税、1項1目地方道路譲与税、1節地方道路譲与税33万1千円の減でございます。これは道路特定財源の暫定税率の失効期間、4月の1カ月分でございますが、それを減額するものでございます。

8款自動車取得税交付金、1項1目1節自動車取得税交付金103万8千円の減でございます。これにつきましても先ほどと同様、暫定税率失効期間分を減額するものでございます。

9款地方特例交付金、3項1目1節地方税等減収補てん臨時交付金136万9千円でございますが、これは先ほどの道路特定財源の暫定税率の失効期間中の地方の減収分の補てんについて、国の緊急総合対策に盛り込まれ1次補正で予算化されたため、同額を計上するものでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、2節中学校費補助金4,336万5千円ですが、これは内海中学校体育館建設事業交付金の補助基準単価の改定による増でございます。当初予算では15万8,600円、10月補正時、これが21万円、今回が27万8,600円ということで基準単価の見直しが行われたものでございます。

同じく、6目総務費国庫補助金、1節総務費補助金、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金1,159万8千円でございます。これにつきましては、ご案内のとおり8月29日に政府・与党会議等において安心実現のための緊急総合対策が決定されたわけでございます。この中身をご説明申し上げますと、地方においてこの緊急総合対策に沿った地域活性化・緊急安心実現総合対策実施計画を策定し、この計画に基づき実施する事業に要する費用に対しまして、国が上限を設けて交付金を交付してくれるものでございます。その上限額は1,159万8千円ということでございます。

本町は、緊急総合対策のメニューの中の児童を地震から守る学校づくりと防災対策によって、来年度実施しようとしておりました池田小学校耐震改修等実施設計委託事業、安田小学校耐震2次診断委託事業をこの交付金を利用して前倒して実施するとともに、今年度実施しております内海中学校屋内運動場建設工事管理事業に交付金を充当しようとするものでございます。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金20万9千円です。これは苗羽自治会が自主防災組織結成促進等補助金を利用いたしまして、防災対策を目的とした地区内連絡用の無線機を購入するものでございます。補助率は2分の1となっております。

同じく、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金211万2千円で、1の隣保館運営費補助金41万2千円につきましては、人事異動により補助対象である人件費が増となったため増額するものでございます。これにつきましては補助率が4分の3となっております。2の障害者自立支援臨時特例補助金170万円ですが、これは障害者自立支援法の定着を図るため、国が特別対策といたしまして、障害者に対しこれまで講じられてきた特別対策の内容や地域における障害福祉サービスの状況等の障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するため説明会や相談会の事業を実施し、相談支援の充実強化を図るための支援措置を行うこととなったものでございまして、10割補助ということになっております。実施につきましては、相談支援事業所に委託して実施するものでございます。委託先はオーブ これは小豆島病院にあります。きらら これはひまわりの家にあります。それを予定しております。同じく、2節児童福祉費補助金92万9千円でございます。乳幼児医療費補助金の増ですが、外来受診件数の増による医療によりまして、医療給付費が伸びたため補助金を増額するものでございます。これは2分の1の補助ということになっております。

同じく、4目1節農業費補助金3万円で、農地・水・環境保全向上対策事業推進交付金でございます。推進事業に追加割り当てがあり増額するものでございます。これは10割の補助でございます。

同じく、7目教育費県補助金、1節小学校費補助金22万7千円、原子力・エネルギー教育支援事業費補助金でございます。これは学習指導要領の趣旨に沿って、エネルギーや原子力に関する教育を小・中学校において主体的に取り組んだ場合に補助される原子力・エネルギー教育支援事業が採択になったため計上するものでございます。星城小、安田小、福田小で取り組みます。補助率は10分の10でございます。同じく、3節中学校費補助金

71万7千円で、1の原子力・エネルギー教育支援事業費補助金14万円につきましては、先ほど同様の趣旨でございまして、内海中学校で取り組みを行います。2の公立中学校耐震化促進事業費補助金57万7千円ですが、国庫補助金のところでご説明を申し上げましたとおり、補助基準額が改定されたのに伴い、県補助金も増額となるものでございます。

めくっていただきまして、7ページ、8ページをお開き願います。

17款寄付金、1項1目1節一般寄付金125万円ですが、国際フェリーから池田漁協へ寄付があったものでございます。

同じく、5目1節小学校費寄付金100万円ですが、福田小学校への寄付があったものでございます。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金、2目1節減債基金繰入金3,970万2千円の減ですが、後で出てきます辺地債の配分枠、これが増額となりまして、一般財源の必要額が減少するため、ここで調整を行っております。

同じく、8目1節内海中学校整備基金繰入金224万円の減でございます。国庫補助金の増、県補助金の増に伴い、繰入金を減額するものでございます。

次に、20款諸収入、5項1目3節雑入21万円、自主防災組織結成促進等事業負担金でございます。県補助金のところで説明いたしました苗羽自治会が実施する無線機導入事業の地元負担金でございます。

次に、21款町債、1項4目4節公園債5,500万円でございます。内海ダム公園整備事業債ですが、当初において平成20年度の地方債計画及び平成19年度の香川県の全体枠を考慮し計上しておりましたが、県財務局との折衝の結果、事業の重要性も理解していただき1億5,500万円の配分内示をいただきましたので、当初計上額との差額を補正するものでございます。

同じく、5目教育債、1節教育債4,500万円の減でございます。国庫補助金の増、県補助金の増に伴い、中学校建設事業債を減額するものでございます。以上、歳入の補正額合計は2,970万5千円となっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。9ページ、10ページをお開き願います。

歳出でございますが、毎年12月議会におきまして人件費の補正をお願いしておるわけでございます。当初予算措置後の人事異動による増減の補正でございまして、各費目に人件費の補正が出てまいります。説明は省略させていただきます。

1款議会費については、人件費の補正でございますので、省略いたします。

2款総務費、1項1目一般管理費、13節委託料86万円の職員健康診断委託料でございま

す。ご案内のとおり、40歳以上の職員の特定健康診査が他の保険者の被保険者と同様に法律により義務づけられております。特定健診の実施は保険者である市町村共済組合が担任し、費用につきましては各事業所で負担していくこととなっております。今回負担額、負担方法等が確定しましたので、所要額を計上するものでございます。

同じく、12目交通安全対策費、19節負担金補助及び交付金15万円でございます。チャイルドシート補助金でございますが、申請者数の増による増額でございます。当初20人を見込んでおりましたが、36人になる予定でございます。

同じく、2項徴税费、1目税務総務費、13節委託料887万1千円ですが、平成20年税制改正により来年10月から住民税の公的年金からの特別徴収が始まります。それに伴う電算システムの改修が必要なため補正を行うものでございます。19節負担金補助及び交付金3万3千円ですが、これも公的年金からの特別徴収データ中間処理経費に対する電子化協議会への負担金でございます。

めくっていただきまして、11ページ、12ページをお開き願います。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、28節繰出金12万6千円です。これは国保会計で実施している特定健診のデータ管理委託料の積算根拠が対象人数から被保険者数に変更されたことにより、管理委託料が増となり、それに伴い一般会計負担分を補正するものでございます。

同じく、2目老人福祉費、28節繰出金8万5千円、老人保健会計繰出金ですが、電算処理事務に対する事務費繰り出しでございます。

同じく、5目障害者福祉費、13節委託料170万円ですが、歳入のところでご説明いたしました障害者自立支援法の定着を図るため、国が特別対策として、障害者に対しこれまで講じられきた特別対策の内容や地域における障害福祉サービスの状況等の障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するため、説明会や相談会の事業を実施し、相談支援の充実の強化を図るための支援措置を行うこととなったものでございます。10割補助で、委託先といたしましてオリブ、きららを考えておるということでございます。同じく、23節償還金利子及び割引料266万8千円でございます。19年度国庫負担金等のもらい過ぎ分の返還金でございます。

同じく、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、20節扶助費185万9千円、乳幼児医療費の増でございます。外来件数の増によるものでございます。当初6,801件を見込んでおりましたのを8,060件ということで1,259件の増を見込んでおります。

めくっていただきまして、13ページ、14ページをお開き願います。

4 款衛生費、1 項 5 目斎場管理費、11 節需用費74万円ですが、これは内海斎苑の誘引排風機が故障したため、取りかえ修繕を行うものでございます。

めくっていただきまして、15ページ、16ページをお開き願います。

6 款農林水産業費、1 項 2 目農業総務費、11 節需用費 5 万円ですが、公用車車検に伴う修繕料でございます。

同じく、14目農地・水・環境保全向上対策事業費、11節需用費3万円ですが、歳入のところでご説明申し上げたとおり、推進事業費に追加割り当てがありましたので、所要経費を増額するものでございます。19節負担金補助及び交付金1万1千円、東讃地域協議会の負担金の増でございます。これは共同活動の対象農地の拡大があったことと、営農活動の対象となる水稻栽培面積が増加したことによる町負担金の増でございます。町負担金は4分の1ということになっております。

同じく、3 項 1 目水産業振興費、19 節負担金補助及び交付金129万 4 千円で、1 の水産業振興費補助金125万円につきましては、これも歳入でご説明申し上げましたとおり、国際フェリーからの寄付金を池田漁協へ補助するものでございます。2 のノリ養殖経営強化対策資金利子補給金補助金 4 万 4 千円ですが、ご案内のとおり、ノリ養殖業は近年の瀬戸内海において窒素、磷等の栄養分の減少傾向によりノリの色落ち現象が生じております。生産に大きな影響が出ておるわけでございます。また、原油や資材の高騰が生産条件の悪化に追い打ちをかけ、生産者にとってはますます厳しい状況となっております。こういう状況下、ノリ養殖業の維持振興を図る観点から、今年度のノリ養殖に着手するために借入れた運転資金に対する利子補給制度が香川県において創設されました。それに呼応いたしまして、本町も利子補給をするものでございます。基準金利が3.15%、漁連の持ち分が1.1%、県分が0.715%、町分が0.385%ということで、漁業者の負担分が0.950%ということになっております。内海で3件2,100万円、池田で1件600万円の借入れを行っております。

同じく、2 目漁港管理費、11 節需用費40万円ですが、これは竹生漁港、谷尻漁港の標識等が壊れたため、それを修繕するものでございます。

めくっていただきまして、17ページ、18ページをお開き願います。

8 款土木費、2 項 2 目道路橋梁維持費、11 節需用費32万円につきましては、公用車ショベルの修繕に要する経費でございます。

同じく、6 項 5 目公園建設費につきましては、財源内訳の変更でございます。

9 款消防費、1 項 3 目消防施設費、18 節備品購入費41万 9 千円につきましては、歳入の

ところでもご説明申し上げました苗羽自治会から要望を受けていた自主防災組織結成促進等事業が採択となったため、防災対策といたしまして無線機の購入を行うものでございます。

次に、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料878万9千円ですが、これは歳入のところでご説明申し上げたとおり、8月29日に政府・与党会議において安心実現のための緊急総合対策が決定されております。その交付金、これを利用いたしまして、池田小学校耐震改修等実施設計委託事業、それから安田小学校耐震2次診断委託事業を前倒しで実施する、それと今年度実施しております内海中学校屋内運動場建設工事管理事業にこの交付金を充当して事業の実施を行おうとするものでございます。

同じく、2目教育振興費、18節備品購入費22万7千円ですが、これも歳入のところでご説明いたしましたが、学習指導要領の趣旨に沿ってエネルギーや原子力に関する教育を小・中学校において主体的に取り組んだ場合に補助される原子力・エネルギー教育支援事業補助金を受け、星城小、安田小、福田小で事業に取り組むものでございます。19節負担金補助及び交付金100万円でございますが、これは福田小学校に対する寄付金を補助するものでございます。使い道は記念誌をつくるということで、それに充当するというものでございます。

同じく、3項中学校費、2目教育振興費、18節備品購入費14万円ですが、これも小学校と同じく、原子力・エネルギー教育支援事業補助金を受け、内海中学校で事業を実施するものでございます。19節負担金補助及び交付金81万8千円でございます。大会出場補助金ですが、内海中学校が陸上競技で全国大会に出場するなど大会出場補助金に不足が生じるため補正を行うものでございます。この後につきましても、全国大会等の出場が予定されております。それが決定いたしましたら、後日3月補正で補正をさせていただく予定にしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

めくっていただきまして、19ページ、20ページをお開き願います。

同じく、3目学校建設費ですが、国庫補助金の増、県補助金の増等による財源内訳の変更でございます。

後のページにつきましては、人事異動に伴う人件費の補正でございますので、省略いたします。以上、歳出補正予算総額は2,970万5千円となっております。一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 8ページの小学校費寄付金で100万円上がっております。差し

さわりがなければ、どなたから寄付金が入られたのかお聞かせ願えたらと思います。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 100万円の寄付でございますけれども、過去に福田小学校で校長をされました高松市在住の方でございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 歳出のほうの人件費関係ですが、全般にわたって人事異動ということで説明が書かれてあります。

実は、住民の中で役場のほうへ行きますと職員の対応が何しに来たんだと言わんばかりの対応をされたというふうな声が聞こえております。そして、ある課ではパンフレットをいただきに行ったんですが、1枚1部だけじゃなくて一定の備えつけがあった数をいただきたいということで、その方はお店にもお客さんが観光客が来る場合があるので、それを皆さんに宣伝もしたいのでということだったんです。しかし、その対応された職員の方が非常にまずかったんだろうと思うんですが、もう結構ですというふうなことで帰られたというふうに言われております。

また、サン・オリーブにおいては、この間婦人の団体が使いました。レストランで非常に皆さん、まずいという声でした。もう二度と使いたくないというふうなことです。

いろんなところで職員の対応等に関して、本当に住民のために公僕として対応しなければならぬのに、そういう印象を与えて何の得にもならないのに住民が帰ってしまうというふうなことは、非常にまずいと思うんですね。町長、そのところは職員の指導監督いうものは、これは怠ってはならないというふうに思うんですね。ですから、それぞれの適材適所もあるかと思えますし、しかし一般的に全体の職員の住民に対するサービス対応いうのは、これはきちっとそういう印象がないような形をとらないといけないというふうに思いますが。さっきパンフレットの問題、これは商工観光課です。そういうことに対しての人事について、町長はどのように日々職員に対して指導監督されているのか伺いたいというふうに思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 町の職員は公僕でありまして、地域住民の町民の手となり足となりお助けをしていかないかと、こういうことありますので、十分そういうらにつきましては誤解のないように、また町民のために心を砕いて事に当たっていかないかと、こう思っております。したがって、気がついたとこがあればひとつご指摘いただきまして、また我々のほうでも十分注意したり、また調査をいたしたいと思っております。ご忠告ありがと

うございました。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 説明書の10ページです。

税務総務費で今回委託料とそれに関連する負担金というふうに出されております。担当課のほうで今税制改正によって電算の委託料が必要になったということなんですが、これに関係する対象者の件数がどれくらいになるのか、わかればお願いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 税務課長。

税務課長（森下安博君） この年金天引きの件数につきましては、6月の地方税法の改正に伴う条例改正の提案時にご質問がございまして、そのときには約1,500名と申し上げたところでございますが、これにつきましては所得割のみの数値でありまして、年金所得と給与所得等がある場合、均等割は給与から天引きされる等いろいろな要件がありますので、均等割のみの方の数が正確に把握できませんが、それを加えますと最大値は2,000人前後と推計されますので、6月議会の数値につきましては訂正いたしたいと存じます。以上でございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。14番村上議員。

14番（村上久美君） 20年度の小豆島町一般会計補正予算についてですが、チャイルドシートの補助金の増額など、またノリ養殖の経営強化対策資金利子補給補助金、これらについては歓迎したいというふうに思いますが、住民税を年金から天引くためのシステム改修、その関連が計上されております。前の税制改悪のもとで老年者控除、定率減税等の廃止によって、これらに伴う住民税の増税が、そして後期高齢者医療保険料の年金からの天引きに続いて、今本当に住民の生活はせっぱ詰まったぎりぎりのところにあるという非常に厳しい状況にあるわけです。さらに、今回この補正の中で関連のシステム改修が計上されております。住民税を年金から天引くための補正予算というふうに計上されております。そしてまた、都市計画費の公園建設費、これが一般財源から起債の発行に変更され5,500万円の計上というふうになっており、ダム関連事業であり、そして必要性のない事業であると考え、これらは認められません。以上の点から反対をいたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 内海ダム再開発事業は、地域住民の生命や財産を守る、また治水を目的としておりますので、この事業により別当川流域のとうとい人命や貴重な財産を台風などの自然災害から守り、安全で安心して生活できる地域を創造し、また水不足による日常生活や経済活動に及ぼす渇水被害の解消を図るためにも総合的に整備を行っている事業であります。なお、内海ダム再開発事業が計画されている場所は名勝寒霞渓を含む瀬戸内海国立公園に隣接するなど、その周辺に豊かな自然資源を有する地域であること、また下流には集落が隣接しており、周辺地域の豊かな自然資源への影響を十分に考慮し調和を図る必要があります。このようなことから、内海ダム再開発事業で計画している公園整備事業は、ダム周辺地域の一体的な利活用を含め適正な環境整備を行うものであり、ぜひ必要な事業であります。

また、今回の地方債の補正は、町財政にとって有利であると判断されますので、議案に賛同いたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第78号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第78号は原案どおり可決されました。

次、日程第3、議案第79号平成20年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第79号平成20年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回補正予算をお願いするのは、1点目は、国の医療制度改革によりまして、平成20年4月から75歳以上の後期高齢者医療制度がスタートしたこと、65歳以上の退職被保険者が一般被保険者に移行したことなどにより、20年度当初予算で見積もっておりました1人当たりの件数、費用額はともに大きく伸びを見せており見込みに変更が生じたためです。2点目は、医療費の適正化による生活習慣病との是正をするための特定健診保健指導等が開始されたことにより、高齢者の医療の確保による法律第19条によりまして作成しております小豆島町特定健康診査等実施計画の見直しの参考資料とするため、レセプト分析

に必要な費用が発生したことにより、増額補正をお願いするものであります。

議案集の59ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2億6,407万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,788万3千円と定めるものでございます。

先に歳出の補正から説明をさせていただいたらと思います。

補正予算説明書の31ページを開いていただいたらと思います。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は補正前の額9億5,314万8千円、補正額1億7,344万6千円の増額で、計11億2,659万4千円とするものでございます。冒頭でも説明しておりますが、当初予算では一般被保険者の1人当たりの費用額で給付費を見込んでおりましたが、実績見込みでは1人当たりの費用額で前年度対比1.15倍、外来の件数で1.73倍、費用額で1.63倍の伸びを示しており、入院についても心臓や脳、がんの手術により伸びを見せております。そのため、療養給付費の実績見込みで不足となったものによるものでございます。

次に、2款1項3目一般被保険者療養費は補正前の額642万9千円、補正額471万8千円の増額で、計1,114万7千円とする補正でございます。一般被保険者療養費では1件当たりの費用額は前年度対比で1.09倍の伸びを示しており、柔道整復では件数で1.62倍、費用額で1.73倍となっております。また、鍼灸では前年度ではほとんど件数見られませんでした。今年度に入って件数が発生しており、当初の見込みを上回ったために補正をお願いしたような次第であります。

2款2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費、補正前の額853万3千円、補正額1,699万円の増額で、計2,552万3千円とするものでございます。退職被保険者等高額療養費では1件当たりの費用額が大きく伸びております。特に5月支払いでは過去3カ年の中で一番多い額となっております。これは先ほども説明しましたように、脳なんかの手術による費用の高額のものが含まれておまして、1件当たりの費用額で1.77倍となったものによるものでございます。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、補正前の額1億6,535万7千円、補正額3,001万8千円、計で1億9,537万5千円とするものでございます。後期高齢者支援金は後期高齢者広域連合によりまして、当初加入者4,359人、1人当たりの費用額を3万7,912円と見込んでおりましたが、19年度末に試算した試算方法を変更しまして、加入者数を5,109人、1人当たりの負担額が3万8,217円とすることによりまして、支援金が増額となったために補正をするものでございます。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費共同事業医療費拠出金、補正前の額2,355万9千円、補正額1,106万7千円、合計で3,462万6千円とするものでございます。これは当初、国保連合会では基準拠出対象総額、香川県全部で14億7,900万円程度を見込んでおりましたが、退職被保険者からの流入が予想以上に大きくなって19億6,600万円に修正したために、按分率も修正し拠出金が増額となったものでございます。

7 款 1 項 2 目保険財政共同安定化事業拠出金、補正前の額 2 億1,654万2千円、補正額 2,752万9千円、計で 2 億4,407万1千円とするものでございます。これも高額医療費共同事業拠出金と同様に、国保連合会において退職被保険者の流入が大きく香川県全体の基準拠出対象額総額が修正されたことによるものでございます。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、補正前の額 3,981万2千円、補正額30万6千円の増額で、4,011万8千円とするものでございます。冒頭でも説明しましたが、小豆島町特定健康診査等実施計画の見直しに利用するために国保連合会にレセプト分析をお願いし、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備軍を抽出し、減少率の分析をするための委託料でございます。

次に、歳入でございます。

補正予算の説明書の27ページを開いていただいたらと思います。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金、補正前の額 2 億9,148万4千円、補正額6,519万円、合計で 3 億5,667万4千円とするものでございます。これは一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費の34%を後期高齢者支援金から療養給付費交付金を差し引いた額の34%を国が負担するものでございます。

3 款 1 項 2 目高額医療費共同事業負担金、補正前の額588万9千円、補正額276万6千円、合計で865万5千円とします。高額医療費共同事業費1,106万7千円の4分の1を国が負担いたします。

3 款 2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金、補正前の額 2 億1,614万4千円、補正額 1,725万5千円、計で 2 億3,339万9千円とします。財政調整交付金は療養給付費、療養費、後期高齢者等支援金の9%を国が補助することになっております。

4 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金、補正前の額588万9千円、補正額276万6千円、計865万5千円とします。高額医療費共同事業負担金は国と同様に、高額医療費共同事業費の4分の1を県が負担することになっております。

4 款 2 項県補助金、1 項財政調整交付金、補正前の額8,113万9千円、補正額1,351万5千円、計9,465万4千円とします。国と同様に、療養給付費、療養費、後期高齢者等支援

金の7%と特定健診医療費の分析の費用を交付金として負担するものでございます。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、補正前の額1億7,229万6千円、補正額3,343万3千円、計で2億572万9千円とします。療養給付費交付金は、退職被保険者等の高額療養費と後期高齢者の支援金の退職分の全額を支払基金が負担することになっております。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、補正前の額1,178万1千円、補正額553万5千円、計1,731万6千円とします。高額医療費共同事業交付金は県下市、町が拠出した拠出金でその費用の2分の1を賄っております。

7款1項2目保険財政共同安定化事業交付金、補正前の額2億1,654万2千円、補正額2,752万9千円、計2億4,407万1千円とします。共同安定化事業交付金は、先ほど説明しましたように、拠出金で全額を賄っておりますのでここへ計上させていただいてます。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正前の額1億574万2千円、補正額12万6千円、計1億586万8千円とします。これは特定健診等の事業費のデータ管理委託費の6割分を一般会計から繰り入れさせていただき、残りを国保税で賄うというものでございます。

10款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金、補正前の額1,595万8千円、補正額9,595万9千円、計1億1,191万7千円とします。歳出における歳入不足分を平成19年度収支差し引き額の繰越分で補っております。以上、歳入歳出の補正額2億6,407万4千円、総額を22億1,788万3千円とする補正でございます。

説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 小豆島町国民健康事業特別会計補正予算に反対をいたします。この中には後期高齢者支援金が含まれております。自公政権が4月実施を強行した後期高齢者医療制度には今、日本全国で怒りがわき起こっております。75歳という年齢を重ねただけで、今まで入っていた国保や健保から追い出されるという差別医療は世界に例がありません。しかも、年金からの天引きで2年ごとに際限なく保険料が引き上げられ、受けられる医療内容も別建てで制限するというものです。厚生労働大臣みずから、行き先は

うば捨て山の75歳専用バスと認めています。政府は抜本見直しを言い出しておりますけれども、後期高齢者医療制度は廃止すべきだと考えます。以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。7番安井議員。

7番（安井信之君） 後期高齢者医療制度に関しては、国保会計を守るためにそういうふうな別枠の保険制度というふうな形になったと思っております。したがって、もともと国保に関しても、今75歳以上の人に対してはそれなりの負担が行っておりました。そういうことを考えると、この後期高齢者医療制度に対して出していることは当たり前のことかなと思っておりますので、私は賛成いたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第79号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第79号は原案どおり可決されました。

次、日程第4、議案第80号平成20年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第80号平成20年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

老人保健制度の廃止に伴い、当初予算では1カ月分の医療費を計上させていただき、資格管理や高額医療費支給処理などの共同電算処理 これは3カ月分でございますけど、3カ月分の費用は当初は要らないと私ほうは勘違いしておりました。それで、見込み違いで1カ月分の委託料が発生しますので、今回補正をお願いするものであります。

議案集の61ページをお願いいたします。

第1条では、補正予算総額に歳入歳出それぞれ8万5千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,198万5千円と定めるものでございます。

それでは、先に歳出の補正から説明させていただきます。

補正予算の説明書の41ページを開いていただいたらと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額27万4千円、補正額8万5千円、計35万9千円とする補正でございます。これは事務共同処理手数料7万9,871円と

高額医療費支給処理委託料の4,845円を香川県国民健康保険団体連合会へ電算処理委託料として支払うものでございます。

続いて、歳入でございます。

予算説明書の39ページを開いていただいたらと思います。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正前の額2,555万8千円、補正額8万5千円の増額で、計で2,564万3千円とするものでございます。以上、歳入歳出予算総額を2億9,086万5千円とするものでございます。

これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第80号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。45分再開。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時45分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

次、日程第5、議案第81号平成20年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。介護事業課長。

介護事業課長（谷本広志君） 議案第81号平成20年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

63ページをお願いいたします。

平成20年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万1千円を追加し、歳入歳出予算の

総額をそれぞれ7,840万6千円とするものでございます。

補正予算の内容を補正予算説明書により説明いたします。

歳出から説明いたします。

49、50ページをお開きください。

1款サービス事業費、1項1目居宅介護支援事業費、3節職員手当等9万9千円。これは職員1名の扶養者の増に伴う扶養手当と期末手当の補正でございます。

1款3項1目訪問看護事業費、3節職員手当等13万2千円。これは訪問看護利用者の中に毎日点滴をしなければならない方がいるために、休日に勤務する職員の時間外手当13万2千円を補正させていただくものでございます。以上、歳出の補正額は23万1千円でございます。

次に、歳入でございます。

47、48ページをお開きください。

6款繰越金、1項1目1節繰越金23万1千円。これは19年度決算の繰越金を歳出補正額の23万1千円に充てるものでございます。以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第81号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案どおり可決されました。

次、日程第6、議案第82号平成20年度小豆島町水道事業会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（曾根為義君） 議案第82号平成20年度小豆島町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

お手元の資料の65ページをお開き願います。

平成19年度決算の消費税の納税計算において、特定収入割合が基準の5%を超えなかったことから、前年に受けれました水源開発に係る国庫、県費の補助金について、その一部を返還するための補正でございます。地方公共団体の特別会計での消費税納税計算においては、補助金などの特定収入により補てんされた支出にかかわる支払い消費税は支払った消費税額から控除されますが、特定収入割合が基準である5%を超えない場合には支払い消費税の全額が控除されることとなり、売りに上げに係る消費税で賄われたこととなります。よって、この賄われた分について補助金を返還することになっております。

その内訳につきましては、国庫補助金1,660万8千円のうち、消費税相当額の35万3,714円、県費補助金1,384万円のうち消費税相当額の29万4,714円、合計64万8,428円を返還するものであります。返還金の財源につきましては、内部留保資金で賄うこととしております。以上、簡単ですけれども、議案第82号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第82号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案どおり可決されました。

次、日程第7、議案第83号平成20年度小豆島町病院事業会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。病院事務長。

病院事務長（莊野 守君） 議案第83号平成20年度小豆島町病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案集、最後のページでございますが、66ページをお願いいたします。

議案第83号平成20年度小豆島町病院事業会計補正予算、第2条でございます。平成20年度小豆島町病院事業会計予算（以下予算という。）第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,806万3千円」を「資本的収入額が資本的支出額

に対して不足する額 1 億 2,667 万 3 千円」に、「収益勘定留保資金 1 億 2,806 万 3 千円」を「損益勘定留保資金 1 億 2,667 万 3 千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

第 1 款資本的収入、第 3 項その他資本的収入の既決予定額の 0 千円を補正予定額 139 万円を増額するものでございます。

内容につきましては、補正予算説明書の 54 ページをお願いします。

本年 7 月に既設ボイラー設備を環境対応型高効率ボイラーに更新しましたが、この更新に当たりまして、備考欄にありますように石油連盟から環境対応型高効率業務用ボイラー等導入効果実証事業費補助金が受けられることになりましたので、その補助金を受け入れるために補正するものでございます。補助率は 5 分の 1 以内となっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。4 番森議員。

4 番（森 崇君） なかなかのチャンスがないので、眼科の先生がいなくなったと思いますんで、そのことを報告できるのならしてもうたらと思います。

議長（中村勝利君） 森議員にお知らせします。

ただいまの発言は議題外にわたっておりますので。

（4 番森 崇君「ほな、ほかで聞きます」と呼ぶ）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 83 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第 83 号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 発議第 8 号 地方の道路整備のための財源確保に関する意見書の提出について

議長（中村勝利君） 次、日程第8、発議第8号地方の道路整備のための財源確保に関する意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 発議第8号地方の道路整備のための財源確保に関する意見書の提出について。

上記の案件を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。

平成20年12月18日提出。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員植松勝太郎。賛成者、同井上喜代文、賛成者、同安井信之。

地方の道路整備のための財源確保に関する意見書。

道路は地域住民の生活や産業、経済活動を支える最も重要な社会基盤施設であり、島嶼部に位置する本町では、その整備に町民から強い期待が寄せられている。特に島嶼部であるがゆえに、島内を循環する唯一の国道、県道は異常気象による土砂崩れ等により、幾度となく通行どめを余儀なくされ、島民生活や町の基幹産業である食品産業や観光産業は大きな打撃を受けてきた。

また、小豆島町内にはまだ1車線や歩道の確保されていない国道、県道も多く、町道に至っては人口1万7,000人弱の町内に593路線、延長にして約218キロメートルもあり、最小限の道路改良や最低限の維持管理さえ困難な状況にある。

こうした中、道路特定財源に関する基本方針及び骨太の方針2008が閣議決定され、道路特定財源については、21年から一般財源化することとされたが、引き続きおこなわれている地方の道路整備を着実に推進するとともに、適切な維持管理を図るためには、道路整備財源の安定的な確保が必要不可欠である。

このため、国におかれては地方の道路整備の必要性、重要性を深く認識され、道路特定財源の一般財源化に当たって、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。記。

1．道路特定財源の一般財源化に際し、政府の追加経済対策では1兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みをつくとされているが、税の受益と負担の関係の整合を図るとともに厳しい地方財政の現状を踏まえ、財源の維持に努めること。

2．今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画の見直しに当たっては、地方の声や道路整備の実情に配慮し、地方が真に必要としている道路整備をおくらせることがないようすること。

3．地方が真に必要としている道路整備が滞ることなく着実に進むよう、また地域の生活に密着した道路整備が安定的に実施されるよう、地方道路整備臨時交付金制度等が平成

20年度で終了のため、地方に配慮された制度等の維持、またはそれにかわる制度を創設すること。

4.安全で安心な生活空間を確保するため、道路の交通安全対策、渋滞対策、環境対策、防災対策等を一層推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月18日。香川県小豆郡小豆島町議会。提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務・金融担当大臣、国土交通大臣、経済財政政策担当大臣、衆議院議長、参議院議長。以上。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 3点目の文章の中で、地方道路整備臨時交付金制度等があります。この「等」とはその中身はどういうのなんですか。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（岡本安司君） それは私のほうからご説明を申し上げます。

地方臨時交付金のほかに地方道路整備臨時貸付制度というのがございます。これにつきましては、国の直轄事業や補助事業の地方負担分等に対する無利子の貸付制度でございます。償還期間は5年据え置きで20年以内ということになっております。町での利用実績はございませんが、県工事では利用していると聞いております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第8号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 発議第9号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について

議長（中村勝利君） 次、日程第9、発議第9号トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。7番安井議員。

7番（安井信之君） 発議第9号トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について。

上記の案件を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。

平成20年12月18日提出。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員安井信之。賛成者、同井上喜代文、賛成者、同植松勝太郎。

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書。

国民が豊かで健全な社会生活を営む上で、安定した職業の場と安全で健康な職業環境が求められており、極めて重要です。

じん肺は、最古にして現在もなお最大の被災者を出し続けている不治の職業病といわれ、炭鉱や金属鉱山、造船等の職場にて多発し、特にトンネル建設工事業においては、いまだに社会問題となっている状況にあります。

こうした中、全国11地裁において審理が進められてきたトンネルじん肺根絶訴訟の中で、東京、熊本、仙台、徳島、松山の5地裁において、いずれも国の規制権限行使義務の不行使を違法とする司法判断が示されました。

昨年6月18日には、これらの判決を受けて、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、防衛施設庁長官とトンネルじん肺根絶訴訟原告、弁護団の間で、じん肺政策の抜本的転換を図ることを主な内容とする合意書が調印されました。この合意書の内容に基づき、6月20日には東京地裁、高裁にて国との和解が成立し、翌7月20日の金沢地裁を最後に、係争中の4高裁11地裁にてすべて和解解決しました。

トンネルじん肺は、そのほとんどが公共工事によって発生した職業病であることなどから、早急に解決を図るべき重要な問題です。

よって、政府においては発注者及び施行者に対する適切な指導を行うとともに、次の事項を含めたトンネルじん肺の抜本的な対策を早急に講じられるよう強く要求します。記。

1．国は、2007年6月に調印したトンネルじん肺防止対策に関する合意書に基づき、トンネルじん肺根絶のための対策を速やかに実行すること。

2．公共工事において発生するトンネルじん肺被害者の早期救済を図るため、トンネルじん肺基金制度を早急に創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月18日。香川県小豆郡小豆島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、法務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官。以上です。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第9号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、発議第9号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 発議第10号 広報編集特別委員会の設置について

議長（中村勝利君） 次、日程第10、発議第10号広報編集特別委員会の設置についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 発議第10号広報編集特別委員会の設置について。

上記の案件を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。

平成20年12月18日提出。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員井上喜代文。賛成者、同安井信之、賛成者、同植松勝太郎。

広報編集特別委員会の設置について。

- 1．委員会の名称、広報編集特別委員会。
- 2．委員の定数、本委員会の委員の定数は7人とする。
- 3．付託事件、議会広報に関する事項。
- 4．委員会の権限、本委員会は地方自治法第110条第4項のただし書きの規定により閉会中も審査を行うことができるものとする。

提案理由。

議会への関心と信頼を高めるとともに、議会活動を広く住民に周知し、議会の透明性と議会活動の活性化を図るため、広報編集特別委員会を設置しようとするものである。以

上、よろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第10号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、発議第10号は原案どおり可決されました。

それでは、ただいま設置されました発議第10号広報編集特別委員会の委員の選任を、委員会条例第7条、議長が会議に諮って指名するとなっておりますので、指名をいたします。総務常任委員会より藤本議員、渡辺議員、教育民生常任委員会より秋長議員、森議員、鍋谷議員、建設経済常任委員会より森口議員、谷議員を指名いたします。

お諮りします。

広報編集特別委員会委員の選任については、ただいま指名いたしました7名を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、広報編集特別委員会委員はただいま指名しました7名を選任することに決定されました。

次に、広報編集特別委員会の委員長、副委員長の選任であります。

特別委員会の委員長、副委員長は小豆島町議会委員会条例第8条の規定により、委員会において互選することになっておりますので、休憩中に特別委員会を開催していただき互選をお願いいたします。開催場所は、委員会室でお願いします。

なお、正副委員長が決まりましたら事務局長までご報告をお願いします。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後3時12分

再開 午後3時17分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に広報編集特別委員会を開催し、正副委員長が互選されました。

事務局長に報告させます。

議会事務局長（真渡 健君） それでは、報告いたします。

広報編集特別委員会の委員長に秋長正幸議員、副委員長に谷清議員が互選されましたので、ご報告いたします。

~~~~~

日程第11 議員派遣について

議長（中村勝利君） 次、日程第11、議員派遣についてを議題とします。

今期定例会閉会中に議員の派遣の申出書が提出されています。詳細については印刷配付のとおりであります。議員派遣については、会議規則第119条の規定により、議会の議決を経ることになっています。

お諮りします。

お手元に配付しております申出書のとおり、議員の派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、申出書のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

#### 日程第12 閉会中の継続調査の申し出について

#### 日程第13 閉会中の継続調査の申し出について

#### 日程第14 閉会中の継続調査の申し出について

議長（中村勝利君） 次、日程第12、日程第13及び日程第14、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、日程第12、日程第13及び日程第14を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長、各特別委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

お諮りします。

先ほど発議第10号広報編集特別委員会の設置については、原案どおり可決され、正副委員長も互選されたところでありますが、先ほど広報編集特別委員会委員長から、閉会中の継続調査の申し出があり、これを受理いたしました。よって、これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査の申し出についてを日程に追加し、追加日程として議題にすることに決定されました。

ここで追加議事日程を配付する間、暫時休憩します。

休憩 午後3時20分

再開 午後3時21分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

追加日程第1 閉会中の継続調査の申し出について

議長（中村勝利君） それでは、お手元に配付しました追加議事日程により議事を進めたいと思います。

日程はお手元に配付のとおりです。

議会事務局長（真渡 健君） 恐れ入りますが、委員長欄が空欄でございます。

広報編集特別委員会委員長秋長正幸とご記入ください。

議長（中村勝利君） 追加日程第1、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

広報編集特別委員会委員長から調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上で今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成20年第4回小豆島町議会定例会を閉会します。

閉会 午後3時22分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員